

次のとおり徳島市有財産（不用物品）をインターネットを利用した公有財産売却システムによる一般競争入札により売却するので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第5条の規定に基づき公告します。

令和6年6月28日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行う。

2 入札に付する物件

次の物件を入札し、売却する。物件の詳細については売却システム上の物件詳細画面を参照すること。

| 物件番号 | 物件名                                      | 規格等          | 走行距離      | 数量 | 予定価格<br>(税込み) | 入札保証金   |
|------|--|--------------|-----------|----|---------------|---------|
| 1    | 日野 塵芥車<br>5号車<br>(平成25年式 走行<br>距離14万km)  | 日野<br>平成25年式 | 140,887km | 1  | ¥500,000      | ¥50,000 |
| 2    | 日野 塵芥車<br>12号車<br>(平成26年式 走行<br>距離14万km) | 日野<br>平成26年式 | 143,300km | 1  | ¥500,000      | ¥50,000 |
| 3    | 日野 塵芥車<br>16号車<br>(平成25年式 走行<br>距離13万km) | 日野<br>平成25年式 | 138,523km | 1  | ¥500,000      | ¥50,000 |
| 4    | 日野 塵芥車<br>38号車<br>(平成26年式 走行<br>距離14万km) | 日野<br>平成26年式 | 145,405km | 1  | ¥500,000      | ¥50,000 |

保管場所 東部環境事業所業務課（徳島市論田町元開43番地の1）

3 現地説明会について

現地説明会を次のとおり実施する。ただし、物件の各種動作確認についてはエンジン始動、灯火等スイッチ動作、架装部分の動作確認のみとする。見学を希望する場合は、東部環境事業所業務課（Tel 088-621-5219）に事前に電話予約をすること。

- (1) 場 所 徳島市論田町元開 4 3 番地の 1 (東部環境事業所業務課)
- (2) 日 時 令和 6 年 7 月 1 8 日 (木)、1 9 日 (金) の 2 日間  
9 時から 1 1 時までの間 (要予約)

#### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和 6 年 8 月 1 3 日(火) 1 3 時から令和 6 年 8 月 2 0 日(火) 1 3 時まで
- (3) 開札日時 令和 6 年 8 月 2 0 日(火) 1 3 時

#### 5 入札の参加条件

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 次のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過していない者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
  - エ 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
  - キ 前アからカまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 徳島市暴力団等排除措置要綱第 3 条に規定する排除措置を受けている者
- (4) 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、当該団体の構成員及びその構成員を役員、代理人、使用人又は入札代理人として使用している者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 1 1 年法律第 1 4 7 号) 第 5 条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

## 6 入札の参加申込等に関する事項

次に掲げるとおりの手続きを行うこと。

### (1) 参加仮申し込み手続き

入札に参加しようとするものは令和6年7月12日(金)13時から令和6年7月31日(水)14時までの間に、売却システムにより参加の仮申し込み手続きを行うこと。

### (2) 参加の本申し込み手続き

上記(1)の仮申し込み手続き後、令和6年7月31日(水)17時(郵送の場合は当日消印有効。ただし、消印が確認できない場合は無効。)までに所定の申込書等を郵送又は持参での提出により参加の本申し込み手続きを行うこと。メール・FAXでの提出は不可とする。

### (3) 参加申し込み者が代理人の場合は委任状を提出すること。

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、徳島市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。登録は参加申し込み手続きの中で行うものとする。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、本人からの申し出により契約保証金に充当することができる。

(3) 落札者以外の納付した入札保証金は原則として入札期間終了後にクレジットカードの与信枠の解除をする。

(4) 入札保証金には利息を付さない。

## 8 入札の方法

売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は1度しか行うことができない。また、郵送等による入札書の提出は認めない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) この公告に示した入札に参加する者に必要な条件に該当しない者がした入札

(2) 虚偽の申し込み等を行った者による入札

(3) その他、徳島市インターネット公有財産売却ガイドライン等に記載する無効な入札に該当するもの

## 10 落札者の決定

入札期間終了後、徳島市は売却システムを使用して開札を行い、入札価格が予定価格以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、当該案件については1者のみの参加であっても入札を実施する。また、落札となるべき最高価格の入札者が複数存在する場合には、くじ(自動抽選)により落札者を決定する。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。また、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号及び落札金額を売却システム上に一定期間公開する。

## 11 契約の締結

(1) 契約書の作成の要否  
要する。

(2) 契約の締結期限及び契約保証金

落札者は、令和6年8月27日(火)17時（郵送の場合は当日消印有効。ただし、消印が確認できない場合は無効。）までに徳島市の送付した契約書を郵送又は持参して徳島市と契約を締結しなければならない。期限までに契約を締結しなかった場合は、売却の決定を取り消し、納付した入札保証金は返還しない。

また、依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）を提出して入札保証金を契約保証金に充当しなければならない。契約保証金は、入札保証金と同額とし利息を付さない。

(3) 売払代金の残金の納付方法

落札者は、落札金額から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額を徳島市の指定する納入通知書で納付しなければならない。令和6年9月3日(火)17時までに徳島市が入金を確認できるよう納付すること。また、期限までに売払代金の残金の納付が確認できなかった場合は、売却の決定を取り消し、契約保証金を返還しない。

## 12 所有権の移転及び名義変更等

(1) 売払物件の所有権は契約を締結し落札者が売払代金の残金を納付したときに移転する。

(2) 売払物件の引渡しに要する費用及び所有権移転に要する費用並びに公租公課等は落札者の負担とする。

(3) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡・売買することはできない。

## 13 売却物件の引渡し期限及び場所

売払代金の残金の納付を確認した後、令和6年10月4日(金)17時までに物件の保管場所で現状のまま引き渡すものとする。

なお、遠方等の理由により落札者が引渡しに来ることができない場合は、落札者側の負担で運送業者等の手配を行うこと。この場合、委任状の提出が必要となる。

## 14 その他

(1) 徳島市は売払物件の契約不適合責任を負わない。

(2) 契約締結後に徳島市の責に帰することができない事由により売払物件の滅失及びき損等が生じた場合は、徳島市に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

- (3) 売払代金の残金の納付後、落札者が売払物件の引取りを放棄した場合、契約保証金及び売払代金の残金を返還することはできない。
- (4) 申込等にかかる一切の費用は参加者の負担とし、提出された書類等についてはいかなる場合にも返却しない。
- (5) 車体のカラーは落札者の負担により現状（上部・白色、下部・青色）から変更していただきます。引き渡し後1か月以内に塗装後の車両の写真を撮影し、東部環境事業所業務課まで送ってください。

15 入札及び契約に関する事務の担当

徳島市役所 総務部 契約監理課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話番号 088-621-5055

E-mail [keiyaku\\_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp](mailto:keiyaku_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp)